

岸本町・溝口町合併協議会 第16回会議 別添資料

1．報告事項関係資料

報告第1号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：老人保健事業）	1
報告第2号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：高齢者福祉事業）	6
報告第3号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：同和人権対策事業）	8

2．協議事項関係資料

協議第1号関係	広域行政の取り扱い（日野病院組合）に関する追加資料	当日配布
---------	---------------------------	------

3．提案事項関係資料

提案第1号関係	行政現況調書調整一覧表（広域行政の取り扱いについて）	9
提案第2号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：交通安全事業）	10
提案第3号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：児童福祉事業）	11
提案第4号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：環境対策事業）	12

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	保健福祉部会		責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	老人保健事業		責任者	福岡 泰子
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 17 老人保健事業			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	健康相談 【目的】 基本健康審査の結果、要指導者に対する健康相談や各集落に出向いて健康相談、健康づくりの指導を行う。 痴呆や精神的な悩みの相談。生活習慣病の予防を自ら実践するための指導。		健康相談 【目的】 基本健康審査の結果、要指導者に対する健康相談や各集落に出向いて健康相談、健康づくりの指導を行う。 痴呆や精神的な悩みの相談。生活習慣病の予防を自ら実践するための指導。					合併時に一元化する。 (各個別事業毎の詳細は以下のとおり)	
	集落健康相談 対象者：基本健康診査等の結果の要指導者 担当者：保健師・管理栄養士 14年度実績 4回 68人 内容：血圧測定・検尿・健康体操など 場所：集落公民館 消耗品 検尿コップなど27,000円		健康相談 対象者：基本健康診査等の結果の要指導者 担当者：保健師・管理栄養士回数：年20回 実績：200人 内容：血圧測定・検尿・健康体操・食事指導等 場所：集落公民館		○実施方法の違い 岸本町：希望した集落について実施 溝口町：集落20箇所を指定して実施 郡の扱いによって保健所の費用負担が異なる。			合併時に一元化する。 ○事務レベルで実施方法、回数を調整する。	
	随時実施		健康相談日 対象者：来場者 担当者：保健師・管理栄養士 内容：食事・生活指導 回数：月1回×0.5日(年間12回) 実績：50人 場所：福祉センター		○溝口町は相談日を設定して実施、岸本町は随時実施			合併時に一元化する。 ○事務レベルで実施方法、回数を調整する。	
	こころの健康相談 対象者：痴呆やこころの悩みを抱える方及び家族 担当者：精神科医師・保健師 回数：10回 実績：14人(14年度) 内容：精神科医師による個別相談(町実施主体) 場所：保健福祉センター 報償費25,000円×10回 医師送迎6,400円×10回		こころの健康相談 対象者：痴呆やこころの悩みを抱える方 担当者：医師・保健師 医師報償費：25,000円 回数：3回 実績：5人 内容：保健所と共催2回。保健所から医師・保健師が出掛ける。 町単独開催1回。 場所：溝口町福祉センター		○岸本町単独実施、溝口町は保健所との共同実施。 郡の扱いによって保健所の費用負担が異なる。			合併時に一元化する。 ○所属する郡によって保健所の支援が変わる。実施回数、場所については事務レベルで調整する。	
	糖負荷検査相談 対象者：基本健康診査時未治療で血糖値が高い者と経過管理の必要な者 担当者：医師・栄養士・保健師 回数：検査2回・診断、指導2回 内容：検査は鳥取県保健事業団に委託。検査結果に基づき鳥大医師による診断・生活指導と管理栄養士による指導 場所：保健福祉センター 検査委託料201,000円(65人) 報償費医師 25,000円×2回 栄養士9,500円×2回 利用者負担 無料		実施なし		岸本町のみ実施			岸本町の例により新たに定める。	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	保健福祉部会		責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	老人保健事業		責任者	福岡 泰子
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 17 老人保健事業			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
	歯科健康相談 対象者：幼児歯科検診時の保護者、栄養教室・基本健診の参加者 担当者：保健師・管理栄養士・歯科衛生士 内容：歯みがきの方法などの歯科指導と生活指導 回数：12回 場所：保健福祉センター 報償費歯科衛生士6,200円×18.5人		歯科健康相談 対象者：幼児歯科検診時の保護者 担当者：保健師・管理栄養士・歯科衛生士 内容：歯みがきの方法などの歯科指導と生活指導 回数：5回 場所：福祉センター 報償費歯科衛生士7,500円×5回		○実施回数と対象者が異なる。		岸本町の例により一元化する。		
2	健康教育 【目的】 ・生活習慣病の予防、健康増進、健康に関する正しい知識の普及を図る。 ・健診結果で「要指導」「要医療」者に対し、各種教室を実施し、生活習慣病の予防、病気の進行を防ぐ。		健康教育 【目的】 ・生活習慣病の予防、健康増進、健康に関する正しい知識の普及を図る。 ・健診結果で「要指導」「要医療」者に対し、各種教室を実施し、生活習慣病の予防、病気の進行を防ぐ。				合併時に一元化する。 (各個別事業毎の詳細は以下のとおり)		
	個別健康教育（耐糖能異常） <対象者>基本検診の結果で血糖値、ヘモグロビンA1cの高かった方に通知し、申し込みのあった方を対象。 <委託単価>鳥取県保健事業団に委託 @1,680円×10人×4回×1.05=70,560円 (H14年度実績) 栄養士9,500円×0.5日×5回=23,759円 計 183,359円 <内容>対象者に対し、半年間に4回の血液検査を行い、その結果に対し、個別に食事や生活についての相談を4回程度行い血糖値の改善を図る。 <利用者負担>無料 <実施体制>町管理栄養士1名、町保健師2名、雇上げ栄養士1名 <場所>保健福祉センター		個別健康教育（耐糖能異常） <対象者>基本検診の結果で血糖値、ヘモグロビンA1cの高かった方に通知し、申し込みのあった方を対象。 <委託単価>鳥取県保健事業団に委託 @1,680円×5人×6回=50,400円(H14年度実績) <内容>対象者に対し、半年間に6回の血液検査を行い、その結果に対し、個別に食事や生活についての相談を6回程度行い血糖値の改善を図る。 <利用者負担>無料 <実施体制>町管理栄養士1名、町保健師3名、健康運動指導士1名 <場所>福祉センター		検査回数の違い。 岸本町 4回。 溝口町 6回		合併時に溝口町の例により一元化する。		
	実施なし		個別健康教室（高血圧） <対象者>基本検診の結果で境界域高血圧で、肥満や生活習慣に問題のある方で希望者。 <委託単価>鳥取県保健事業団に委託（尿検査） @1,680円×5人×6回=50,400円 <内容>対象者に対し、半年間に6回の尿検査を実施。 体脂肪、体重、食事、飲酒、喫煙など総合的に面接指導し、血圧の改善への生活習慣を獲得できるように導く。血圧の改善。 <利用者負担>無料 <実施体制>町管理栄養士1名、町保健師3名、健康運動指導士1名 <場所>福祉センター		溝口町のみが平成15年度から高血圧の個別健康教育を実施している。		合併時に溝口町の例により新たに定める。		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	老人保健事業	責任者	福岡 泰子	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 17 老人保健事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
	<p>糖尿病予防教室（年1回開催）</p> <p><対象者> 基本健康診査で血糖値の高かった方及びその家族</p> <p><費用> 講師謝礼 25,000円×1回 その他事務費 46,400円 計 71,400円</p> <p><内容> 医師による糖尿病の病態についての講演、管理栄養士による栄養指導、モデル食の試食</p> <p><周知方法> 個別通知、町報、防災無線 1回あたりの参加者20名程度</p> <p><利用者負担> 無料</p> <p><実施体制> 医師、町保健師・管理栄養士、食生活改善推進員5名</p> <p><場所> 保健福祉センター</p>	<p>集団健康教育（糖尿病予防教室）</p> <p><対象者> 基本健康診査で血糖値の高かった方及びその家族</p> <p><費用> 医師報償費 25,000円×3回 血液検査 1,680円×20人×6回=201,600円 その他事務費 182,000円 計 458,600円</p> <p><内容> 医師による糖尿病の病態についての講演、管理栄養士による栄養指導、モデル食の試食、血糖値検査</p> <p><周知方法> 個別通知、行政連絡、ケーブルテレビ 1回あたりの参加者20名程度</p> <p><利用者負担> 無料</p> <p><実施体制> 医師、町保健師・管理栄養士、健康運動指導士、食生活改善推進員5名</p> <p><場所> 福祉センター</p>	<p>実施内容が異なる。</p> <p>溝口町は血液検査を行っている。 岸本町は講演と食事指導のみ。</p> <p>実施回数が異なる。 溝口町は年6回実施 岸本町は年1回実施</p>	<p>合併時に溝口町の例により一元化する。</p> <p>・実施会場は岸本町・溝口町を交互にする。</p>				
	実施なし	<p>集団健康教育（高脂血症予防教室2回コース×2回）</p> <p><対象者> 基本健康診査でコレステロールの高かった方約20人</p> <p><費用> 医師報償費 25,000円×2回=50,000円 食生活改善推進員報償費1,000円×10人×4回=40,000円 血液検査 1,974円×20人×4回=157,920円 その他事務費 122,400円 計 370,320円</p> <p><内容> 医師による高脂血症の病態についての講演、栄養士による栄養指導、モデル食の試食、血液検査、運動指導、生活指導</p> <p><周知方法> 個別通知、行政連絡、ケーブルテレビ 1回あたりの参加者20名程度</p> <p><利用者負担> 無料</p> <p><実施体制> 医師、町保健師・管理栄養士、健康運動指導士、食生活改善推進員10名</p> <p><場所> 福祉センター</p>	<p>溝口町のみが高脂血症予防教室を実施している。</p>	<p>合併時に溝口町の例により新たに定める。</p>				
	実施なし	<p>集団健康教育（高血圧予防教室）年1回開催</p> <p><対象者> 基本健康診査で境界域高血圧の方約20人</p> <p><費用> 医師報償費 25,000円×1回=25,000円 食生活改善推進員報償費1,000円×5人×1回=5,000円 尿検査 1,680円×20人×1回=33,600円 その他事務費 35,500円 計 99,100円</p> <p><内容> 医師による高血圧の病態についての講演、栄養士による栄養指導、モデル食の試食、尿検査、運動指導、生活指導</p> <p><周知方法> 個別通知、行政連絡、ケーブルテレビ 1回あたりの参加者20名程度</p> <p><利用者負担> 無料</p> <p><実施体制> 医師、町保健師・管理栄養士、健康運動指導士、食生活改善推進員5名</p> <p><場所> 福祉センター</p>	<p>溝口町のみが高血圧予防教室を実施している。</p>	<p>合併時に溝口町の例により新たに定める。</p>				

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	保健福祉部会		責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	老人保健事業		責任者	福岡 泰子
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 17 老人保健事業			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
	<p>高齢者健康教室 <対象者> 公民館高齢者学級(松栄学級)・老人クラブ <費用> 不定期に実施のため、町管理栄養士、保健師が講師、実習を行うことが多い。 <内容> 高齢者学級と共催で実施。食生活、生きがいなどをテーマに実施。1回あたりの参加者10名~40人程度 <周知方法> 高齢者学級を通じて周知 <利用者負担> 無料 <実施体制> 町保健師、管理栄養士 <場所> 中央公民館・保健福祉センター</p>		<p>高齢者健康教室 <対象者> 高齢者学級の方 <費用> 医師報償費 25,000円×2回=50,000円 テキスト代等事務費 19,000円 計 69,000円 <内容> 高齢者学級と共催で実施。寝たきり、痴呆予防の講演。1回あたりの参加者50名程度 <周知方法> 高齢者学級を通じて周知 <利用者負担> 無料 <実施体制> 医師、町保健師 <場所> 各公民館</p>		<p>溝口町は定期的開催、岸本町は要請により不定期に実施。 合併後、高齢者健康教室の開催について、公民館の運営方針との調整が必要。</p>		<p>合併時に溝口町の例により一元化する。</p>		
	<p>ウォーキング教室(年3回開催) <対象者> 検診でコレステロール、血糖値が高かった方、及び町内希望者。1回あたりの参加者30名。 <費用> 講師謝礼15,000円×1回 役務費80円×300人×3回 消耗品 28,334円 計 115,334円 <内容> 年2回は海洋センターインストラクターを講師に、年1回は運動を専門とする講師を招き、講演と実技を行う。ウォーキングを行うことによりコレステロールの低下、HDLコレステロール値の上昇、血糖値の改善を図る。 <利用者負担> なし <体制> B & Gインストラクター1名又は講師1名、町管理栄養士 町保健師1名、雇上げ保健師1名 <場所> 保健福祉センター ほか</p> <p>健康まつり 単独実施の「健康のつどい」は平成13年で中止した。現在は「岸本きないや祭」に食生活改善推進協議会として、参加している。食改委員は無報酬でバザー(有料)を実施。</p> <p>町健康福祉課はパネル展示等の行政展として参加している。</p>		<p>歩キングの集い(年2回開催) <対象者> 町内在住者約100人 子供から大人まで参加 <費用> 食改報償費 1,000円×30人×2回=60,000円 送迎バス賃借料67,200円×3台×2回=403,200円 おやつ材料代50,000円×2回=100,000 弁当代650円×200人×2回=260,000円 印刷製本代 28円×1700枚×2回=95,200円 その他消耗品等 78,200円 計 996,600円 <利用者負担> 1人500円 <内容> 約7kmのコースをウォーキング <周知方法> チラシを全戸配布。 <利用者負担> 500円 <実施体制> 健康運動指導士を中心に福祉保健課全員。 <場所> 健康運動指導士の設定した町内外1ヶ所ずつのコース</p> <p>健康まつり(公民館、文化センター共催、全4会場) <対象者> 町内住民 <費用> 食改報償費 1,000円×70人=70,000円 消耗品費 原材料代 400円×400食=160,000円 テキスト代100円×400人=40,000円 手数料 白布クリーニング代2,000円×4回=8,000円 <内容> 3公民館、文化センターと共催。公民館まつりに健康づくりコーナーとして食改善コーナーや健康相談を設置。 <周知方法> 各公民館で実施。広報。 <利用者負担> なし <実施体制> 管理栄養士、保健師、食生活改善推進員 <場所> 各公民館、文化センター</p>		<p>実施内容や規模が異なる。 ・溝口町 参加者100人規模、スタッフ50人規模 スタッフに食生活改善委員30人参加 貸切バス送迎3台 弁当・おやつ有り 休日に開催 参加費 1人500円 ・岸本町 参加者30人規模、スタッフ4人程度 バス送迎なし、現地集合 弁当なし、飲物等参加者持参 平日に開催 参加費 無料</p> <p>溝口町のみ健康まつりを実施している。 岸本町は国保の補助がなくなったため、平成13年度で廃止し、町全体の文化行事「岸本きないや祭」に参加している。 食改報償費岸本町0円・溝口町1,000円</p>		<p>合併時に一元化する。 ・岸本町で現在実施しているウォーキング教室は、他の健康教室のカリキュラムに取り入れて実施する。 ・溝口町で行っている歩キングの集いは、新町でイベント的に開催する。ただし、全体経費の節減と送迎バス代、昼食代、おやつ代は参加者負担とする。 ・スタッフの食生活改善委員30人必要か、費用弁償も含めて検討する。</p> <p>合併時に溝口町の例を基本にして一元化する。 公民館活動の一貫として参加しているため各公民館の方針に沿って実施する。 溝口町食改推進委員の参加について、報償費1,000円の廃止について検討する。</p>		
	<p>元気アップ教室(年6サイクル) <対象者> 町内住民、先着10名 <費用> 講師@7,000円×44回 アシスタント@4,000円×44回 消耗品5,000円 計 489,000円 <内容> 毎週月曜日、2ヶ月間を1コースとしてトレーニング器具、プールを利用した教室を開催。 <利用者負担> 参加費200円×入浴料300円=500円 <体制> 雇上げ講師1名、アシスタント1名 <場所> 保健福祉センター</p>		<p>ヘルスアップ教室(月2回) <対象者> 壮年期、約15人 <費用> 看護師賃金@6,550円×2人×36回×0.5日=235,800円 <内容> 血圧測定後、ストレッチ、チューブ体操指導。 <利用者負担> 無料 <体制> 健康運動指導士1名、看護師2名 <場所> 武道館</p>		<p>実施内容、スタッフの違い。 ・岸本町 ・温泉プールとトレーニング機器を使った教室 ・インストラクターと補助員は外部に派遣委託 ・溝口町 ・武道館でストレッチ、チューブ運動 ・指導員は町の健康運動指導士と、雇い上げ看護師</p>		<p>合併時に一元化する。 ・両町の事業を原則として新町に引継ぎ、対象範囲を両町に拡大する。ただし実施回数などは事務レベルで調整。</p>		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	保健福祉部会		責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	老人保健事業		責任者	福岡 泰子
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 17 老人保健事業			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
	<p>体験アクア教室（年51回開催） <対象者> 町内住民、先着15名 <費用> 講師7,000円×51回 アシスタント4,000円×51回 消耗品 5,000円 計 566,000円 <内容> 毎週火曜日、「水中ウォーキング」「すっきり腰痛」「水中エアロ」などの教室を週替わりで開催。 <利用者負担> 参加費200円+入浴料300円=500円 <体制> 雇上げ講師1名、アシスタント1名 <場所> 保健福祉センター</p>		<p>フレッシュアップ教室（年12回開催） <対象者> 壮年期、約15名 <費用> 看護師賃金1人×12回 1日単価3,275円 計 39,300円 <内容> 第2水曜日、午後8時～午後9時 <利用者負担> 無料 <体制> 健康運動指導士1名、看護師1名、保健師1名 <場所> 武道館</p>		<p>実施内容が異なる。 岸本町は平日に温泉プールを利用した教室 溝口町は夜間に武道館で運動教室</p>			<p>合併時に一元化する。 ・両町の事業を原則として新町に引継ぎ、対象範囲を両町に拡大する。 ただし実施回数などは事務レベルで調整。</p>	
	<p>スイスイ健康教室（年4サイクル開催） <対象者> 町内住民、先着15名 <費用> 講師7,000円×48回 アシスタント4,000円×48回 消耗品 5,000円 計 533,000円 <内容> 毎週金曜日、同じ15名を対象に12回を1コースとして開催。水に慣れることから始め、徐々に強度をつけながら水中運動を行う。 <利用者負担> 参加費200円+入浴料300円=500円 <体制> 雇上げ講師1名、町管理栄養士1名 <場所> 保健福祉センター</p>				<p>岸本町のみが実施している。</p>			<p>合併時に岸本町の例により新たに定める。</p>	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	保健福祉部会		責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	介護保健事業		責任者	馬詰 美保子
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 18 高齢者福祉事業			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	<p>寝具洗濯乾燥サービス事業 【目的】 虚弱高齢者の在宅生活を支援する。 【対象者】 おおむね65歳以上の単身高齢者及び高齢者世帯の者のうち、身体状況等により寝具類の衛生管理が困難な者(ふれあいデイサービス、にここ訪問利用者、介護認定者) 【内容】 一人当たり年2回ふとん、毛布の洗濯乾燥。原則として年2回が限度。 【実施方法】 利用者から町への申込みにより、クリーニング業者(黒坂ランドリー)に委託。(業者が集配を行う。) 【利用料】 掛敷布団 200円/枚、毛布 100円/枚 世帯保護世帯、生計中心者所得税非課税世帯は無料 【委託料】 掛布団(綿・羊毛)@3,000円/枚、(羽毛)@3,500円/枚 敷布団(綿・羊毛)@2,500円/枚、(羽毛)@3,000円/枚 毛布(一重)@700円/枚、(二重)@850円/枚 【14年度利用者数】 年あたり2人</p>		<p>寝具洗濯乾燥サービス事業 【目的】 虚弱高齢者の在宅生活を支援する。 【対象者】 概ね65歳以上の単身高齢者及び高齢者世帯等で、寝具等の衛生管理が困難なものうち市町村民税非課税世帯のもの(要介護認定者を含む) 【内容】 寝具等の衛生管理のための水洗い洗濯及び乾燥 原則として年2回を限度とする 【実施方法】 利用者から町への申込みにより、クリーニング業者(アキ白洋舎)に委託(ヘルパ-利用の世帯は、ヘルパ-が介護相談センターまで集配する。) 【利用料】 無料 【委託料】 掛布団(綿・羊毛)@3,600円/枚、(羽毛)@4,600円/枚 敷布団(綿・羊毛)@3,100円/枚、(羽毛)@4,100円/枚 毛布(一重)@700円/枚、(二重)@800円/枚 【14年度利用者数】 年あたり2人</p>		<ul style="list-style-type: none"> 対象者の範囲が異なる。 溝口町は住民税非課税世帯のみ 岸本町は所得に関係なく 実施方法のうち集配方法が異なる。 溝口町はヘルパー等が集配 岸本町はクリーニング業者が集配 		合併時に一元化する。 <ul style="list-style-type: none"> 対象者は溝口町の例により住民税非課税世帯のみとする。 実施方法は、岸本町の例により業者集配とする。 利用料は無料とする。 委託料、委託先については、合併時の業者見積もりとする。 		
2	<p>家族介護支援対策事業 【目的】 各種事業を実施することで、要介護高齢者を介護している家族の経済的、精神的負担を軽減する。</p>		<p>家族介護支援対策事業 【目的】 各種事業を実施することで、要介護高齢者を介護している家族の経済的、精神的負担を軽減する。</p>				合併時に一元化する。(各個別事業毎の詳細は以下のとおり)		
	<p>家族介護用品の購入費支給事業 【対象者】 介護保険の要介護認定で要介護4又は5に該当する市町村民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族 【内容】 介護用品購入費の一部を助成 【実施方法】 月額6,250円。(金券を支給して、指定店で利用者が購入) 【利用者数】 月あたり 6人</p>		<p>家族介護用品の購入費支給事業 【対象者】 介護保険の要介護認定で要介護4又は5に該当する市町村民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族 【内容】 介護用品購入費の一部を助成 【実施方法】 月額7,000円を現物支給。(町が購入して支給) 【実施頻度】 月あたり 1回 【利用者数】 月あたり 10人</p>		<ul style="list-style-type: none"> 支給額、方法が異なる。 家族介護用品の支給事業 支給額と金券又は現物給付の違いがある。 		合併時に一元化する。 ○家族介護用品の支給事業 支給額は当該年の国の基準額とする。 支給方法は岸本町の例により金券方式とする。		
	<p>岸本町家族介護慰労金支給事業 【対象者】 介護保険の要介護認定で要介護4又は5に該当する市町村民税非課税世帯の在宅高齢者であって過去1年間介護保険サービス(年間1週間程度の短期入所の利用を除く。)を受けなかった者を現に介護している家族 【内容】 慰労金の支給 【実施方法】 年額100,000円を現金支給。 【実施頻度】 年あたり 1回 【利用者数】 年あたり 1人(14年度実績)</p>		<p>溝口町家族介護慰労金支給事業 【対象者】 介護保険の要介護認定で要介護4又は5に該当する市町村民税非課税世帯の在宅高齢者であって過去1年間介護保険サービス(年間1週間程度の短期入所の利用を除く。)を受けなかった者を現に介護している家族 【内容】 慰労金の支給 【実施方法】 年額100,000円を現金支給。 【実施頻度】 年あたり 1回 【利用者数】 年あたり 2人(14年度実績)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 両町同一内容で実施。 		○現行のとおり新町に引き継ぐ。		

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	介護保健事業	責任者	馬詰 美保子	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 18 高齢者福祉事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法				
	家族介護者交流事業 【対象者】 要介護高齢者を介護している家族 【内容】 交流会（情報交換会）、介護方法に関する相談・指導、介護技術習得支援 【実施頻度】 交流会年2回実施、日帰り旅行年1回実施	実施なし	岸本町のみ実施	○岸本町の例により新町に引き継ぐ。				
	家族介護者教室 【対象者】 在宅高齢者を介護している家族 【内容】 介護予防。介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるための教室を開催。 【実施頻度】 年5回実施	介護家族健康教室(老人保健事業で実施) 【対象者】 要介護高齢者を介護している家族 【内容】 講演会、講習会、介護方法に関する相談・指導、介護者の健康作り 【実施頻度】 年2回開催	○事業の実施区分が違う 岸本町は在宅福祉事業で実施。 溝口町は老人保健事業で実施。	○合併時に一元化する。 ○実施費目は在宅福祉事業により実施する。補助率が3/4と高率なため。				
	家族介護者ヘルパー受講支援事業 【対象者】 高齢者を介護している家族 【内容】 ホームヘルパー研修（県の指定した事業者が実施する2・3級課程に限る）を受講した家族介護者に受講料の一部を助成。 【実施方法】 1人あたり30,000円/年を上限 利用者なし	実施していない	岸本町のみ実施	○岸本町の例により新町に引き継ぐ。				
	実施していない	障害老人を支える家族の会支援事業(老人保健事業で実施) 【対象者】 要介護高齢者を介護している家族 【内容】 家族の自主的活動を家族支援を目的として支援する（交流会（情報交換会）、介護方法に関する相談・指導、ピアカウンセリング） 代表世話人を中心に2ヶ月に1回開催	溝口町のみ実施	○合併時に一元化する。 ○溝口町の実施例を参考に、家族介護者交流事業（連番4）及び 家族介護者教室（連番5）に整理統合する。				

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	同和人権対策事業	責任者	西村裕生
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25-28 同和人権対策事業			備考	
連番	岸本町	溝口町			課題・問題点	調整方法	
1	<p>小地域懇談会</p> <p>町民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、人権感覚あふれる町「岸本町」の実現を目指し、私たちの身の周りにある、同和問題をはじめ、多くの社会問題を解決するための実践力を養う。</p> <p>そのためには、この懇談会にできる限り参加することによって、自らの生活を見直し、さまざまな差別をなくしていく努力が大切であることを理解する。</p> <p>県の補助事業である人権教育推進市町村補助事業のひとつとして実施</p> <p>1.懇談内容 身の周りの人権問題、部落差別問題について話し合う。</p> <p>2.方法 同和問題啓発ビデオ視聴、グループ討議</p> <p>3.対象 成人男女を対象（特に50歳以上の世代、小中学校PTAに働きかける。）</p> <p>4.会場 各部落公民館（集会所）</p> <p>5.推進者及び班編成 推進者 教育長、議会代表、役場各課長、課長補佐、行政職員、公民館長、教育委員、社会教育委員、人権擁護委員、民生・児童委員、小・中学校長、教頭、同和教育主任、教諭、小・中学校PTA会長、保育所保護者会長、同和教育推進員、人権教育推進員 班編成 1班を6名程度で編成</p> <p>6.開催部落 39部落のうち半数の部落を2年に一度巡回する。</p> <p>7.主催 岸本町、岸本町教育委員会、岸本町同和教育推進協議会</p>	<p>明るいまちづくり懇談会</p> <p>差別のない社会づくりのため、憲法で保障された基本的人権を尊重し、部落差別を始め、あらゆる差別の解消を図り、町民一人一人の人権が大切にされ、人間として生きがいのある生活が保障される社会の形成を図る</p> <p>同和対策推進協議会の事業で実施</p> <p>1.懇談内容 生活の中の偏見・差別を見抜きなくす」ための実践を持ち寄り、現状や問題点を明らかにする。</p> <p>2.方法 啓発ビデオ、資料をもとにくるま座・小グループで話し合う。</p> <p>3.対象 全町民を対象とし、年代・性別等は各部落と協議して決める。</p> <p>4.会場 各部落公民館</p> <p>5.進出者 同対協委員52人、教職員保育士31人、文化センター関係者25人、行政職員39人 1班5～6人編成で30班</p> <p>6.開催部落 町内全68部落</p> <p>7.主催 溝口町同和対策推進協議会</p>			<p>目的、内容等はほぼ同一。</p> <p>実施方法が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岸本町は、全部落のうち半数ずつを1年交互に対象とする。 溝口町は毎年全部落を対象とする。 <p>財源が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岸本町は補助事業（16年度から単町事業）で実施。 溝口町は同対協事業で実施。 	<p>現行どおり新町に引き継ぐ。（本事業を新町においても実施する）</p> <ul style="list-style-type: none"> 推進者（進出者）については、プロジェクトチームの編成も含めて企画委員会で検討。 その他詳細についても、懇談会企画委員会で協議。 	
2	該当事業なし	<p>隣保館管理運営事業</p> <p>地域住民の自立意識の高揚、将来を担う子供に対する学習活動の充実、部落解放のための社会教育活動の充実を図り、国民的課題としての同和問題のすみやかな解決に資するため、解放センターとしての役割を持つ隣保館の管理運営を行う。</p> <p>隣保館を適正に管理運営することによって、地域住民の自立意識の高揚、将来を担う子供に対する学習活動の充実、部落解放のための社会的活動の充実を図る。</p> <p>職員体制 館長・生活相談員・非常勤職員 計3名</p> <p>隣保館運営審議会（議長・議員・民生委員・区長・女性部長・母親クラブ代表・支部長・二部小同教主任・溝中同教主任・二部保所長）</p> <p>主な事業 各種教室（生花、書道、籐細工、折り紙、銭太鼓、踊り） だんだんまつり（解放文化祭）</p>			<p>合併後も引き続き隣保館活動は必要である。</p> <p>合併後、活動内容の精査は必要（全町対象事業を増やす等々）。</p>	溝口町の例による。	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						協議会提案事項	
専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	環境衛生関係事業	責任者	野坂博文
合併協定項目	13 広域行政の取り扱い		各種事務事業の取扱い		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法		
1	<p>西伯町ほか二か町清掃施設管理組合</p> <p>*可燃ゴミ焼却施設の設置、管理及び運営を西伯町・会見町・岸本町の3町で一部事務組合を組織して行う。 (資料P)</p> <p>1. 組合名 西伯町ほか二か町清掃施設管理組合 2. 施設名 西伯クリンセンター 3. 竣工期日 平成7年度 4. 事務局 西伯町 5. 業務内容 * 施設の建設に係る事務 * 焼却施設の運転管理業務及びこれに伴う事務 * 可燃ゴミの収集業務及びこれに伴う事務 6. 処理能力 8t/日×2基 7. その他 平成16年10月に西伯町と会見町が合併予定。合併時に組織変更の予定。</p>	該当なし	<p>*岸本町は、可燃ゴミ処理を一部事務組合で実施している。</p> <p>*溝口町は、単独で可燃ゴミ処理を行っている。</p>		<p>新町発足の日の前日をもって加入団体から脱退し、新町において新町発足の日に新たに加入する。</p> <p>可燃ゴミ処理については現行のとおりとする。 処理に関する調整は、各種事務事業の取り扱い(環境衛生関係事業：可燃ゴミの処理)で調整(資料P)</p>		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						協議会提案事項	
専門部会名	企画部会	責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	交通安全事業	責任者	片平道也
合併協議項目	各種事務事業の取扱い		25-12交通安全事業	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法		
1	<p>岸本町交通遺児基金</p> <p>岸本町内の中学生、小学生のうち、その扶養者が交通事故で死亡した者に対して助成する。</p> <p>交通遺児手当 中学生 1人につき年間 60,000円 小学生 1人につき年間 48,000円</p> <p>利子は基金に編入する。</p> <p>基金造成 平成2年度 200万円 平成4年度 300万円 合計 500万円 15年度末残高 542万円</p>	該当事業なし	岸本町のみ基金造成している。 類似した制度として災害遺児手当がある。		岸本町の例により、新たに定める。 就学していない乳幼児も対象とし、現在の小学生の支給額を適用する。 災害遺児手当は、交通災害を対象としないよう変更する。		

専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	児童福祉事業	責任者	森田 司										
合併協議項目	各種事務事業の取扱い			25-19児童福祉事業		備考												
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法												
1	<p>災害遺児手当</p> <p>災害遺児について災害遺児手当を支給することにより、災害遺児の健全な育成を図り、もってその福祉を増進すること。</p> <p>町内に住所を有する義務教育修了前の児童で、その養育者が交通事故、天災、海難、その他により死亡、又は障害の状態となった場合、養育者又は未成年後見人若しくはこれに順ずる者に対し、月額2,000円に手当を支給する災害遺児の数を乗じて得た額を支給する。</p> <p>1.支給要件 児童の養育者が、交通事故、天災、海難、その他により、死亡又は障害の状態となった場合(条例第2条)</p> <p>2.手当の額 1月につき2,000円(条例第4条)</p>	<p>遺児手当</p> <p>災害遺児について遺児手当を支給することにより、災害遺児の健全な育成を図り、もってその福祉を増進すること。</p> <p>町内に住所を有する義務教育修了前の児童で、その養育者が交通災害、その他により死亡、又は障害の状態となった場合、養育者又は未成年後見人若しくはこれに順ずる者に対し、月額4,000円に手当を支給する災害遺児の数を乗じて得た額を支給する。</p> <p>1.支給要件 児童の養育者が、交通事故、その他により、死亡又は障害の状態となった場合(条例第2条)</p> <p>2.手当の額 1月につき4,000円(条例第4条)</p>	<p>1.支給要件の相違 岸本・・・児童の養育者が、交通事故、天災、海難、その他により死亡又は障害の状態となる。 溝口・・・児童の養育者が、交通事故、その他により死亡又は障害の状態となる。</p> <p>2.支給額の相違 岸本・・・2,000円/月 溝口・・・4,000円/月</p> <p>3.岸本町は、交通災害遺児に対して交通災害遺児基金と本制度の両方が適用される。</p>			<p>溝口町の例をもとに新たに定める</p> <p>(交通災害による遺児には本制度は適用せず、岸本町の交通遺児基金制度の対象とする。)</p>												
2	<p>児童福祉手当</p> <p>父又は母と生計を同じくしていない児童及び精神又は身体に重度の障害を有する児童について、手当を支給することにより、児童の心身の健やかな成長に寄与し、福祉の増進を図る。</p> <p>父子家庭・母子家庭の義務教育終了前の児童、又は20歳未満の障害児1人につき年額10,000円を毎年4月に支給する。ただし、毎年4月1日現在に児童の養育者であり、その後引き続き岸本町に1年以上住所を有する場合に支給する。</p> <p>1.支給要件 父又は母が死亡、若しくは重度の障害の状態にある者又は父母が婚姻を解消しているか同様の状態にある者(義務教育終了前の児童が対象)</p> <p>重度の身体又は知的障害を有する児童(20歳未満の児童が対象)</p> <p>災害遺児手当の対象者は除く</p> <p>2.所得要件 なし</p>	<p>制度なし。</p>	<p>・溝口町には制度がない。</p> <p>・合併時、岸本町の制度を適用した場合、</p> <table border="0"> <tr> <td>岸本町</td> <td>対象児童数</td> <td>69人</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> <td>対象児童数</td> <td>22人</td> </tr> </table> <p>・合併後の必要経費 910,000円</p>			岸本町	対象児童数	69人	溝口町	対象児童数	22人	<p>当面は、岸本町の例による。</p> <p>新町において障害者総合ターミナル等新たな障害児者対策を実施する際に、廃止する。</p> <p>災害遺児手当及び交通遺児基金の対象者を除く。</p>						
岸本町	対象児童数	69人																
溝口町	対象児童数	22人																
3	<p>事業なし</p>	<p>出産祝金事業</p> <p>急速に進行している高齢化及び出生率低下の中にあつて、次世代を担う子供の増加を図ることを目的とする。</p> <p>出生児1人につき、50,000円を支給する。</p>	<p>・岸本町には制度がない。</p> <p>・合併後溝口町の制度を適用した場合</p> <table border="0"> <tr> <td>岸本町分の必要経費・・・</td> <td>2,250千円</td> </tr> <tr> <td>(岸本町年間平均出生数・・・)</td> <td>45人)</td> </tr> <tr> <td>溝口町分の必要経費・・・</td> <td>1,250千円</td> </tr> <tr> <td>(溝口町年間平均出生数・・・)</td> <td>25人)</td> </tr> <tr> <td>両町の合計</td> <td>3,500千円</td> </tr> </table>			岸本町分の必要経費・・・	2,250千円	(岸本町年間平均出生数・・・)	45人)	溝口町分の必要経費・・・	1,250千円	(溝口町年間平均出生数・・・)	25人)	両町の合計	3,500千円	<p>当面は、溝口町の例による。</p> <p>新町において、乳幼児保育施設の整備等新たな少子化対策を行う際に、廃止する。</p>		
岸本町分の必要経費・・・	2,250千円																	
(岸本町年間平均出生数・・・)	45人)																	
溝口町分の必要経費・・・	1,250千円																	
(溝口町年間平均出生数・・・)	25人)																	
両町の合計	3,500千円																	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項		
専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	衛生関係事業		責任者	野坂博文
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-24 環境対策事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>可燃ゴミの処理</p> <p>1 可燃ゴミを焼却処理する。</p> <p>1. 焼却施設 西伯町ほか2か町清掃施設組合で運営する、焼却場で処理を行っている。</p> <p>2. 管理運営体制 組合の直営で管理運営を行っている。 事務職 1名 現業職 2名 嘱託職員 1名</p> <p>3. 運営経費の概要 別紙</p> <p>4. 処理の状況 別紙</p> <p>5. 施設建設に係る償還金の状況 別紙</p> <p>6. 収集運搬 収集業者に組合が委託して実施している。</p>		<p>可燃ゴミの処理</p> <p>1 可燃ゴミを焼却処理する。</p> <p>1. 焼却施設 溝口町清掃センターで、焼却処理を行っている。</p> <p>2. 管理運営体制 (有)アリオンに管理運営を委託している。 管理責任者 1名 作業員 2名</p> <p>3. 運営経費の概要 別紙</p> <p>4. 処理の状況 別紙</p> <p>5. 施設建設に係る償還金の状況 別紙</p> <p>6. 収集運搬 施設管理とあわせて委託して実施している</p>		<p>処理施設が異なる。</p> <p>いずれか一方の施設のみでは、新町の可燃ゴミを全て処理することが出来ない。</p> <p>どちらかの施設を利用しないことにすると、起債償還金の繰上償還が必要になり、財政的な負担が大きい</p> <p>2施設を別々に管理することは、効率が悪い。</p> <p>参考事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両施設のプラントは、メーカーが同一である。 ・西伯クリンセンターの償還にあわせて、次の広域化処理計画がたてられている。 ・溝口町の清掃工場は、基幹改良を行って次の広域化処理計画にあわせている。 ・西伯町ほか2か町清掃施設管理組合負担金の算定方法を変更し、ゴミ投入量による算定を加味することが検討されている。 <p>* 鳥取県ゴミ処理広域化計画により、平成23年度供用開始を目標に、県西部市町村を区域とする新規の焼却施設の建設が行われる予定である。</p>			<p>現行のとおり新町に引継ぐ。</p> <p>(平成17年度から、現行の収集区域の一部見直しを行うものとする。岸本町の区域の一部を溝口町の施設処理の対象とする。)</p>	

平成14年度 可燃ゴミ収集、処理実績

(単位:t)

施設名	西伯町ほか2町清掃施設組合 焼却施設2炉 日当たり処理能力 16t										溝口町 焼却施設1炉 日当たり処理能力 10t								
	収集			直入			合計			搬入合計	焼却日数	焼却量	日平均焼却量(t)	収集		合計	焼却日数	焼却量	日平均焼却量(t)
	西伯	会見	岸本	西伯	会見	岸本	西伯	会見	岸本					溝口	溝口				
4	116.5	47.0	83.4	46.9	3.4	27.3	163.4	50.4	110.7	324.5	23	303.2	13.2	76.2	14.1	90.3	16	89.1	5.6
5	112.3	46.8	91.9	44.3	3.7	20.1	156.6	50.5	112.0	319.1	23	317.5	13.8	85.3	17.4	102.7	17	97.4	5.7
6	99.5	40.7	87.0	41.4	3.7	16.5	140.9	44.4	103.5	288.8	21	276.1	13.1	63.6	15.6	79.2	15	66.3	4.4
7	120.9	49.8	97.3	50.7	2.5	22.5	171.6	52.3	119.8	343.7	24	308.9	12.9	76.9	18.2	95.1	18	82.0	4.6
8	120.6	49.1	97.2	48.1	2.3	24.8	168.7	51.4	122.0	342.1	24	333.2	13.9	78.7	15.4	94.1	18	89.6	5.0
9	102.8	46.5	77.7	39.7	1.7	28.3	142.5	48.2	106.0	296.7	22	258.3	11.7	66.5	21.0	87.5	12	85.2	7.1
10	113.6	44.9	89.8	46.9	2.6	35.3	160.5	47.5	125.1	333.1	23	342.3	14.9	68.6	19.6	88.2	18	109.9	6.1
11	104.8	39.4	83.6	47.4	3.1	32.8	152.2	42.5	116.4	311.1	21	303.4	14.4	63.3	20.4	83.7	16	89.3	5.6
12	118.0	48.3	82.4	52.4	3.8	28.8	170.4	52.1	111.2	333.7	22	313.6	14.3	73.6	26.5	100.1	16	96.4	6.0
1	105.1	41.6	87.1	31.7	6.5	27.7	136.8	48.1	114.8	299.7	22	328.6	14.9	66.1	21.1	87.2	14	91.5	6.5
2	91.2	36.8	74.5	34.9	3.1	27.3	126.1	39.9	101.8	267.8	19	249.6	13.1	57.7	19.5	77.2	15	75.9	5.1
3	97.4	43.5	85.0	47.5	3.2	36.1	144.9	46.7	121.1	312.7	24	249.6	10.4	64.0	19.6	83.6	15	78.7	5.2
14年度計	1302.7	534.4	1036.9	531.9	39.6	327.5	1834.6	574	1364.4	3773	268	3584.3		840.5	228.4	1068.9	190	1051.3	
月平均	108.6	44.5	86.4	44.3	3.3	27.3	152.9	47.8	113.7	314.4	22.3	298.7	13.4	70.0	19.0	89.1	15.8	87.6	5.5
機械能力													16						10
利用率													84%						55%
余力													1.6						4.5

西伯町の施設は第1、第3土曜及び日曜日が休日

溝口町の施設は月、土、日曜日が休日

溝口町の施設は1炉であるため、現況の稼働日数とした(月平均で試算)

$15.8日 \times 10t = 158t$ 理論値による受入れ可能数量 $158t - 89.1t = 68.9t$

* 岸本町分は113.7t/月なので溝口町施設での全量受入れは不可能。利用率85%弱の場合、岸本町分1/3は受入れ可能と推計。

可燃ゴミ処理関係負担金等一覧表

(単位:円)

項目	西伯町ほか2町清掃施設管理組合					溝口町			
	西伯町	会見町	岸本町	小計	備考	現施設	旧施設	小計	備考
人口(14年10月末)〔人〕	8,263	4,209	7,370	19,842		5,417			
割合	41.65	21.21	37.14	100					
均等割(10%)	4,436,666	4,436,666	4,436,666	13,309,998					
人口割(90%)	49,892,536	25,407,459	44,490,007	119,790,002					
負担金合計(15年度予算額)	54,329,202	29,844,125	48,926,673	133,100,000					
負担金の内訳									
収集委託費	8,496,600	4,326,840	7,576,560	20,400,000					
施設管理費				63,007,525					
小計(収集委託費+施設管理費)				83,407,525		75,834,718		75,834,718	
償還金町負担分				49,692,475		536,848	7,785,206	8,322,054	
合計(+)				133,100,000				84,156,772	
起債償還金関係資料									
15年度起債償還額(A+B)				86,530,872		3,756,848	13,685,206	17,442,054	
償還金交付税措置分 A				36,838,397		3,220,000	5,900,000	9,120,000	
償還金町負担分 B				49,692,475		536,848	7,785,206	8,322,054	
15年度以降起債償還残額				584,292,642		462,069,504	13,685,206	475,754,710	
15年度償還額				86,530,872		4,388,000	13,685,206	18,073,206	
16年度償還額				86,530,872	16~20(5力年)	57,210,188		57,210,188	16~22(7力年)
最終年度償還額				65,107,410	21年度	57,210,188		57,210,188	23年度

可燃ゴミ処理関係委託料内訳表

平成15年度当初

(単位:円)

項目	西伯ほか2か町	溝口町	備考
焼却・収集運搬	25,834,500	57,529,950	
収集運搬委託	20,400,000	56,600,700	溝口は焼却業務を含む
灰運搬委託	4,512,900	929,250	
焼却業務委託	921,600		
維持管理	57,573,025	18,304,768	
火災報知器・消火器点検委託	84,000	86,803	火災保険を含む(溝口)
電気工作物保守管理委託	217,920	228,627	
施設警備委託	239,400		
浄化槽保守管理点検委託	126,000	87,205	
保守管理点検委託	4,095,000	803,250	
室内清掃委託	126,484		
床・ガラス清掃委託	300,000		
除草・剪定	160,696		
炉内清掃委託	3,118,500	1,148,700	
集塵灰・焼却測定委託	1,650,000	1,302,000	作業環境等含む(西伯ほか)
ゴミ質等検査		780,150	
作業環境調査		682,500	
通信運搬費	120,000	56,400	
電気・水道代	10,680,000	5,520,000	
燃料費	1,701,600	2,664,000	
消耗品費	2,735,071	4,945,133	
人件費用(技術者2名分)	12,535,000		
事務関係経費	19,683,354		
合計	83,407,525	75,834,718	

平成14年度実績

(単位:円)

項目	西伯ほか2か町	溝口町	備考
焼却・収集運搬	24,635,400	55,717,260	
収集運搬委託	20,400,000	55,171,260	溝口は焼却業務を含む
灰運搬委託	3,717,000	546,000	
焼却業務委託	518,400		
維持管理	55,556,059	19,350,018	
火災報知器・消火器点検委託	84,000	80,503	火災保険を含む(溝口)
電気工作物保守管理委託	217,920	228,627	
施設警備委託	239,400		
浄化槽保守管理点検委託	126,000	87,205	
保守管理点検委託	6,880,000	525,000	
室内清掃委託	126,484		
床・ガラス清掃委託	300,000		
除草・剪定	160,696		
炉内清掃委託		1,148,700	
集塵灰・焼却測定委託		1,323,000	作業環境等含む(西伯ほか)
ゴミ質等検査		780,150	
作業環境調査		724,500	
通信運搬費		55,289	
電気・水道代	10,179,250	5,433,439	
燃料費	1,298,859	2,829,740	
消耗品費	8,886,429	6,105,505	
人件費用(技術者2名分)	12,042,945		
事務関係経費	15,014,076	28,360	
合計	80,191,459	75,067,278	

可燃ゴミ処理施設整備関係起債償還一覧

溝口町分

基幹改良起債償還計画(起債年度 平成13年度から)

一般廃棄物処理事業(通常分337,700千円、財対分45,800千円)

一般公共

年度	支払期日	未償還元金	元金	利子	計	年償還額	年度	支払期日	未償還元金	元金	利子	計	年償還額	償還合計額
15	H15.9.30	383,500,000	0	1,917,500	1,917,500		15	H15.9.30	55,300,000	0	276,500	276,500		4,388,000
	H16.3.31	383,500,000	0	1,917,500	1,917,500	3,835,000		H16.3.31	55,300,000	0	276,500	276,500	553,000	
16	H16.9.30	360,417,378	23,082,622	1,917,500	25,000,122		16	H16.9.30	51,971,528	3,328,472	276,500	3,604,972		57,210,188
	H17.3.31	337,219,343	23,198,035	1,802,087	25,000,122	50,000,244		H17.3.31	48,626,414	3,345,114	259,858	3,604,972	7,209,944	
17	H17.9.30	313,905,318	23,314,025	1,686,097	25,000,122		17	H17.9.30	45,264,574	3,361,840	243,132	3,604,972		57,210,188
	H18.3.31	290,474,722	23,430,596	1,569,526	25,000,122	50,000,244		H18.3.31	41,885,925	3,378,649	226,323	3,604,972	7,209,944	
18	H18.9.30	266,926,973	23,547,749	1,452,373	25,000,122		18	H18.9.30	38,490,383	3,395,542	209,430	3,604,972		57,210,188
	H19.3.31	243,261,486	23,665,487	1,334,635	25,000,122	50,000,244		H19.3.31	35,077,863	3,412,520	192,452	3,604,972	7,209,944	
19	H19.9.30	219,477,671	23,783,815	1,216,307	25,000,122		19	H19.9.30	31,648,280	3,429,583	175,389	3,604,972		57,210,188
	H20.3.31	195,574,937	23,902,734	1,097,388	25,000,122	50,000,244		H20.3.31	28,201,549	3,446,731	158,241	3,604,972	7,209,944	
20	H20.9.30	171,552,690	24,022,247	977,875	25,000,122		20	H20.9.30	24,737,585	3,463,964	141,008	3,604,972		57,210,188
	H21.3.31	147,410,331	24,142,359	857,763	25,000,122	50,000,244		H21.3.31	21,256,301	3,481,284	123,688	3,604,972	7,209,944	
21	H21.9.30	123,147,260	24,263,071	737,051	25,000,122		21	H21.9.30	17,757,611	3,498,690	106,282	3,604,972		57,210,188
	H22.3.31	98,762,874	24,384,386	615,736	25,000,122	50,000,244		H22.3.31	14,241,427	3,516,184	88,788	3,604,972	7,209,944	
22	H22.9.30	74,256,566	24,506,308	493,814	25,000,122		22	H22.9.30	10,707,662	3,533,765	71,207	3,604,972		57,210,188
	H23.3.31	49,627,727	24,628,839	371,283	25,000,122	50,000,244		H23.3.31	7,156,228	3,551,434	53,538	3,604,972	7,209,944	
23	H23.9.30	24,875,743	24,751,984	248,138	25,000,122		23	H23.9.30	3,587,037	3,569,191	35,781	3,604,972		57,210,188
	H24.3.31	0	24,875,743	124,379	25,000,122	50,000,244		H24.3.31	0	3,587,037	17,935	3,604,972	7,209,944	
合計		3,683,891,019	383,500,000	20,336,952		403,836,952	合計		531,210,367	55,300,000	2,932,552		58,232,552	462,069,504

交付税による償還内訳

年度	新設起債分		基幹改良分			交付税措置 合計	償還に係る一 般財源措置分
	国民年金	調整債	一般	財対分	公共		
15	5,839,000	0	2,533,000	682,000	752,000	9,806,000	8,267,206
16			2,533,000	682,000	752,000	3,967,000	53,243,188
17			15,433,000	4,186,000	3,008,000	22,627,000	34,583,188
18			15,433,000	4,186,000	3,008,000	22,627,000	34,583,188
19			15,433,000	4,186,000	3,008,000	22,627,000	34,583,188
20			15,433,000	4,186,000	3,008,000	22,627,000	34,583,188
21			15,433,000	4,186,000	3,008,000	22,627,000	34,583,188
22			15,433,000	4,186,000	3,008,000	22,627,000	34,583,188
23			15,433,000	4,186,000	3,008,000	22,627,000	34,583,188
合計	5,839,000	0	113,097,000	30,666,000	22,560,000	172,162,000	303,592,710

施設新設起債計画(起債年度 昭和63年度から)

国民年金

調整債

年度	支払期日	未償還元金	元金	利子	計	年償還額	年度	支払期日	未償還元金	元金	利子	計	年償還額	償還合計額
15	H15.9.30	5,868,532	5,729,590	281,254	6,010,844		15	H15.9.30	812,066	792,840	38,919	831,759		13,685,206
	H16.3.31	0	5,868,532	142,312	6,010,844	12,021,688		H16.3.31	0	812,066	19,693	831,759	1,663,518	
合計		5,868,532	11,598,122	423,566		12,021,688	合計		812,066	1,604,906	58,612		1,663,518	13,685,206

西伯ほか2町衛生管理組合分

償還表(5年 199,200千円)

償還表(6年 608,800千円)

年度	支払期日	未償還元金	元金	利子	計	年償還額	年度	支払期日	未償還元金	元金	利子	計	年償還額	償還合計額
15	H15.9.25	103,945,155	8,298,492	2,413,239	10,711,731		15	H15.9.25	367,008,246	24,335,486	8,218,219	32,553,705		86,530,872
	H16.3.25	95,468,245	8,476,910	2,234,821	10,711,731	21,423,462		H16.3.25	342,161,714	24,846,532	7,707,173	32,553,705	65,107,410	
16	H16.9.25	86,809,082	8,659,163	2,052,568	10,711,731		16	H16.9.25	316,793,405	25,368,309	7,185,396	32,553,705		86,530,872
	H17.3.25	77,963,747	8,845,335	1,866,396	10,711,731	21,423,462		H17.3.25	290,892,362	25,901,043	6,652,662	32,553,705	65,107,410	
17	H17.9.25	68,928,237	9,035,510	1,676,221	10,711,731		17	H17.9.25	264,447,397	26,444,965	6,108,740	32,553,705		86,530,872
	H18.3.25	59,698,463	9,229,774	1,481,957	10,711,731	21,423,462		H18.3.25	237,447,087	27,000,310	5,553,395	32,553,705	65,107,410	
18	H18.9.25	50,270,249	9,428,214	1,283,517	10,711,731		18	H18.9.25	209,879,771	27,567,316	4,986,389	32,553,705		86,530,872
	H19.3.25	40,639,329	9,630,920	1,080,811	10,711,731	21,423,462		H19.3.25	181,733,541	28,146,230	4,407,475	32,553,705	65,107,410	
19	H19.9.25	30,801,344	9,837,985	873,746	10,711,731		19	H19.9.25	152,996,241	28,737,300	3,816,405	32,553,705		86,530,872
	H20.3.25	20,751,842	10,049,502	662,229	10,711,731	21,423,462		H20.3.25	123,655,457	29,340,784	3,212,921	32,553,705	65,107,410	
20	H20.9.25	10,486,276	10,265,566	446,165	10,711,731		20	H20.9.25	93,698,517	29,956,940	2,596,765	32,553,705		86,530,872
	H21.3.25	0	10,486,276	225,455	10,711,731	21,423,462		H21.3.25	63,112,481	30,586,036	1,967,669	32,553,705	65,107,410	
							21	H21.9.25	31,884,138	31,228,343	1,325,362	32,553,705		65,107,410
								H22.3.25	0	31,884,138	669,567	32,553,705	65,107,410	
合計		645,761,969	112,243,647	16,297,125		128,540,772	合計		2,675,710,357	391,343,732	64,408,138		455,751,870	584,292,642

償還に対する交付税措置内訳

年度	5年度 借入	6年度 借入				交付税措置 合計	償還に係る一 般財源措置分
15	4,284,692	32,553,705				36,838,397	49,692,475
16	4,284,692	32,553,705				36,838,397	49,692,475
17	4,284,692	32,553,705				36,838,397	49,692,475
18	4,284,692	32,553,705				36,838,397	49,692,475
19	4,284,692	32,553,705				36,838,397	49,692,475
20	4,284,692	32,553,705				36,838,397	49,692,475
21		32,553,705				32,553,705	32,553,705
合計	25,708,154	227,875,935	0	0	0	253,584,089	330,708,553